

令和3年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について  
(市町村分)

1 概要

- ・福岡県内市町村の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は4,474億円（対前年度比573億円、14.7%の増）
    - 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、経済・企業業績の下振れによる市町村民税法人税割の減及び個人所得の減による市町村民税所得割の減などにより、基準財政収入額が減少したため
    - うち、普通交付税は3,248億円（対前年度比180億円、5.9%の増）
    - 臨時財政対策債は1,226億円（対前年度比393億円、47.2%の増）
  - ・不交付団体は苅田町のみ（昭和50年度以降47年連続）
- (参考)
- 全国市町村分の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は、対前年度比13.9%の増（普通交付税は5.2%の増、臨時財政対策債は57.7%の増）

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度			令和2年度			増減額 C - F G	増減率 G / F H
	普通 交付税 A	臨時財政 対策債 B	A + B C	普通 交付税 D	臨時財政 対策債 E	D + E F		
	政令市	96,876	82,261	179,137	93,340	54,876		
市	163,442	31,518	194,960	153,407	22,373	175,780	19,180	10.9
町村	64,486	8,836	73,322	60,076	6,052	66,128	7,193	10.9
市町村計	324,804	122,615	447,419	306,823	83,301	390,124	57,295	14.7

(注) 端数処理により、数値が合わないことがある。

【参考】算定に係る主な増減要因

- ① 基準財政需要額
  - 地域デジタル社会推進費の創設による増、算定基礎となる「人口」について、令和2年国勢調査人口を用いることによる増
- ② 基準財政収入額
  - 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、経済・企業業績の下振れによる市町村民税法人税割の減及び個人所得の減による市町村民税所得割の減

## 2 主な改正点及び特徴

### (1) 地域デジタル社会推進費の創設

地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定。

【県内市町村分影響額 +38.9 億円】

### (2) 交付税の算定に用いる国勢調査人口の置き換え

普通交付税の算定基礎となる「人口」については、令和3年度から、令和2年国勢調査の人口を用いることとしている。

【県内市町村分影響額 +67.1 億円】

## 3 個別団体の状況

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は、不交付団体である苅田町を除く59市町村において、前年度に比べて増加している。増加率の上位及び下位の市町村は以下のとおり。

### (1) 増加率の大きな団体と主な理由

新宮町	90.8%	国勢調査人口の増による需要額の増、市町村たばこ税の減による収入額の減
久山町	50.6%	国勢調査人口の増による需要額の増
粕屋町	44.2%	国勢調査人口の増による需要額の増

### (2) 増加率が小さな団体と主な理由

上毛町	1.7%	固定資産税の増による収入額の増
嘉麻市	2.3%	合併算定替適用終了及び国勢調査人口の減による需要額の減
直方市	3.4%	生活保護受給者の減による生活保護費の減（需要額全体は微増）





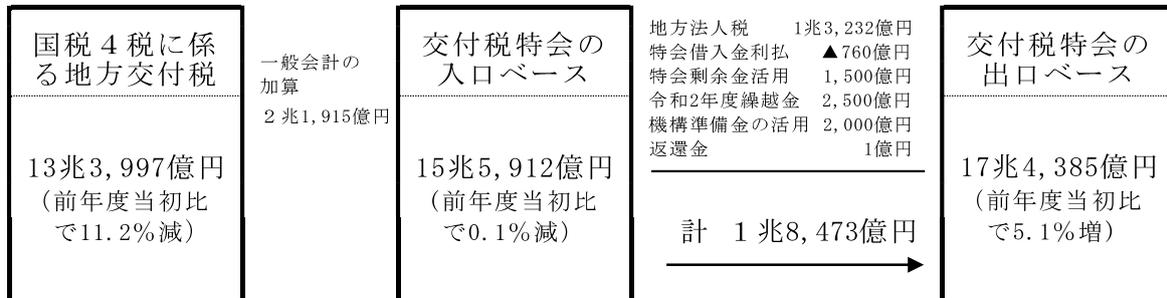
# 地方交付税制度の概要

## 1 地方交付税制度の目的

- **財政調整** → 税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- **財源保障** → 全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

## 2 地方交付税の総額（令和3年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で5.1%増）。  
臨時財政対策債は前年度比で74.5%増。



〔参考〕法定4税の額  
所得税及び法人税の33.1% + 酒税の50% + 消費税の19.5%

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

## 3 地方交付税の性格

- **地方団体の共有独立財源** → 自治体の財政調整と財源保障のため、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- **使途に制限のない一般財源** → 国が交付税の使途を制限したり、条件を付けたりは法律で禁止。
- **国と地方の税源配分を補完** → 国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方=3：2で歳出は逆）を補完。

## 4 地方交付税の種類

- 普通交付税 → 地方交付税総額の94%
- 特別交付税 → " 6%

## 5 普通交付税の額の決定

### ① 交付額

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}} = \boxed{\text{財源不足額 (交付基準額)}}$$

### ② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

単位費用 → 測定単位1単位当たりの一般財源の所要額

測定単位の数値 → 行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数（学校基本調査）等）

補正係数 → 団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数

例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）

態容補正～行政の権能差（保健所設置市等）等を反映させる補正

### ③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

## 6 地方交付税の交付

- 普通交付税 → 当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税 → 当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

# 令和3年度 臨時財政対策債発行可能額について

## 1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

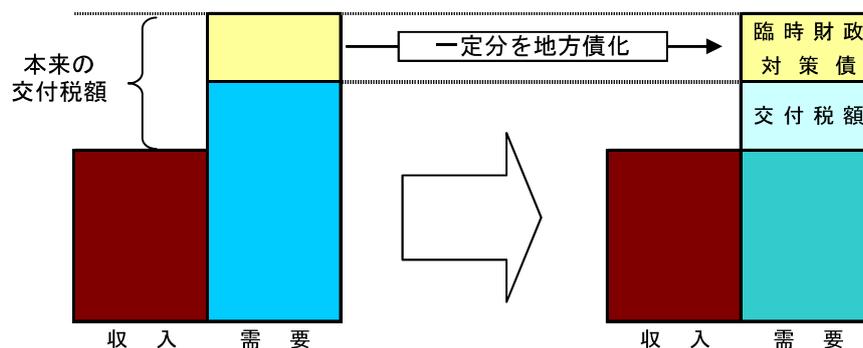
(単位:百万円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	伸率
大都市	82,261	54,876	49.9
都市	31,518	22,373	40.9
町村	8,836	6,052	46.0
計	122,615	83,301	47.2

(注)端数処理により、計が合わないことがある。

## 2 臨時財政対策債の概要

令和3年度において、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から令和3年度までの間においても同様に発行）。なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。



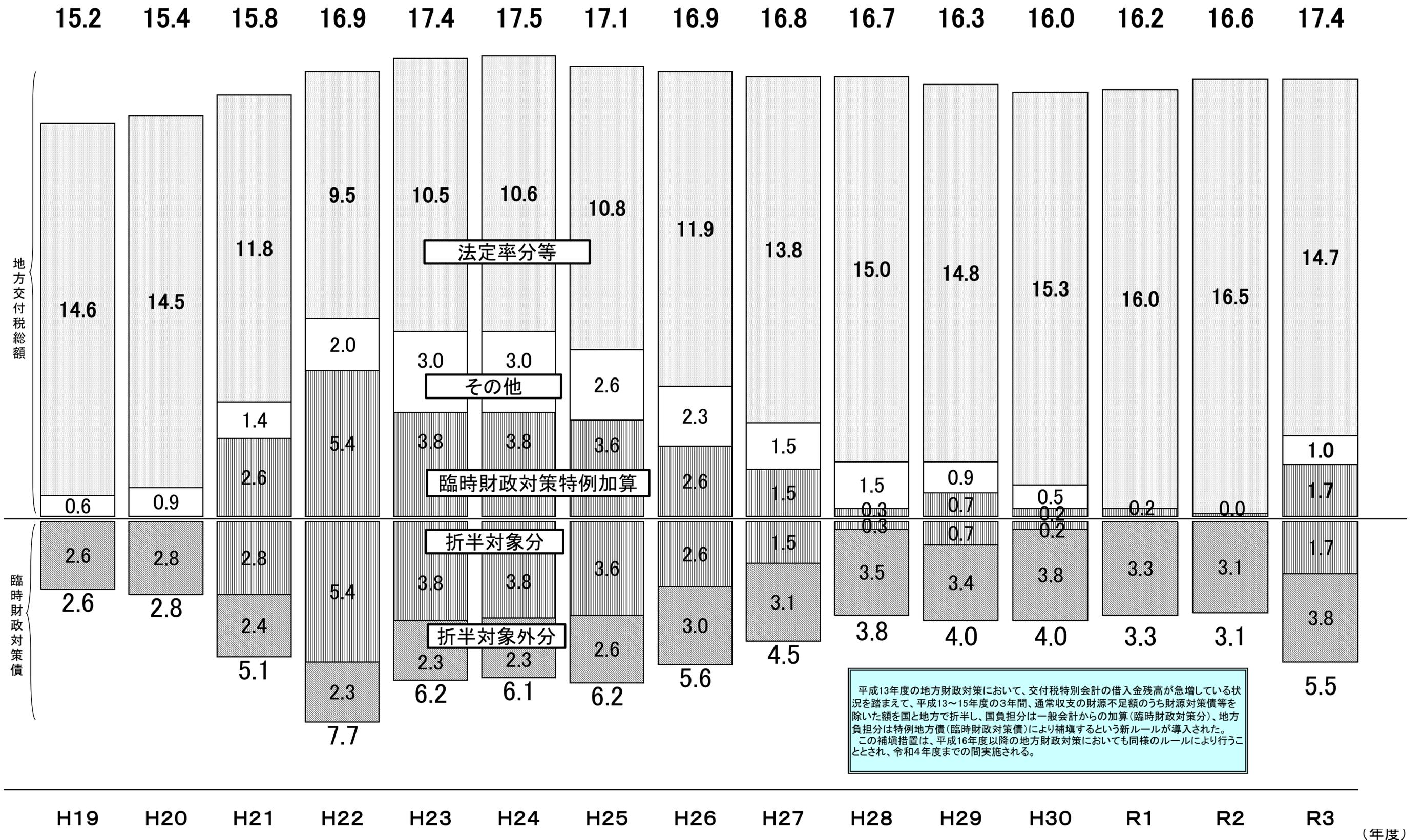
## 3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全に移行した。

- ① 人口基礎方式  
全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出
- ② 財源不足額基礎方式  
人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて遡増）

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H19～R3）

（兆円）



平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計の借入金残高が急増している状況を踏まえて、平成13～15年度の3年間、通常収支の財源不足額のうち財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補填するという新ルールが導入された。この補填措置は、平成16年度以降の地方財政対策においても同様のルールにより行うこととされ、令和4年度までの間実施される。

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

※「法定率分等」は、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H26～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額補正精算分の合算額。

※「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特例加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、交付税特別会計借入金の償還等）の合算額。